

## 贈与税の概要～その2～ 相続時精算課税について

平成 27 年 12 月作成



今回は贈与税の特例である「相続時精算課税」についてのお話をしたいと思います。

相続時精算課税とは、暦年課税が基本的にその年にもらった財産に課税され、課税関係が終了します（相続開始前三年以内に受けた財産を除く）が、**相続時精算課税とは、その名の通り、贈与を受けた財産に対する課税を、贈与者が死亡したときに相続税の計算の対象にして、精算するというものです。**

この相続時精算課税の**最大の特徴は 2,500 万円の特別控除**があることです。つまり、この特例を受けた場合には**合計 2,500 万円までの贈与に関しては、贈与を受けた時点では贈与税は課税されないこととなります。**

なお、特例であるため相続時精算課税の**適用を受けるためには下記の要件**を満たす必要があります。

- (1) 60 歳以上の贈与者から、20 歳以上の推定相続人（または孫）が贈与を受ける場合に適用（年齢は 1 月 1 日現在）。
- (2) 選択する最初の年は申告期限までに税務署への届け出と申告が必要（期限後申告不可）。また、**次のような特徴**があります。

- ・ 一度選択すると取り消せない（暦年課税に戻すことはできない）。
- ・ 選択は推定被相続人ごとに行う（父は精算課税、母は暦年課税という選択が可能）。
- ・ 精算課税の適用を受けた後に推定被相続人から受けた贈与財産（申告したか否かにかかわらず）はすべて被相続人から相続により取得したものととして相続税の申告を行う。
- ・ 特別控除が 2,500 万（精算課税選択時から相続発生時までの合計）、これを超えた分については 20%の税率で計算した贈与税を納める。
- ・ 相続税の計算は贈与を受けた時の財産評価額で行う（仮に贈与を受けた財産が相続時に無くなっていても）。
- ・ 相続税の計算時に精算課税の適用を受けて納付した税額が相続税の額（基礎控除以下で相続税が 0 の場合を含む）を超える場合には超える部分の還付を受けることができる。
- ・ 他の相続人が相続時精算課税の申告の有無・内容を税務署へ照会できる。

上記の様に、先に 2,500 万円までは贈与税が課税されません。右の表のように**毎年 1,000 万円ずつ贈与した場合、最初の 2 年間は、贈与税が課税されませんが、3 年目は贈与を受けた財産の合計額が 2,500 万円を超えるため、その超えた部分(500 万円)に対して 20%の税金を仮に納めておく必要があります。**

	1年目	2年目	3年目
贈与額	1,000万円	1,000万円	1,000万円
贈与額合計	1,000万円	2,000万円	3,000万円
税額	0	0	100万円

**この納めた税金は、相続税の計算をする時に控除することができます。もしも計算された相続税額よりもすでに納付した贈与税額のほうが高い場合には、その差額は還付されることとなります。**

注意点としては、他の相続人が税務署へ申告内容を照会できるため、**特定の者に秘密で贈与する（贈与を受ける）**ということはありません。